

平成29年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

平成29年度に係る財政的援助団体等の監査の結果については、令和元年5月14日に議会、知事に報告（令和元年5月14日付け北海道公報第3号で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

指導事項に対する措置

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
1 収入に関するもの	<p>団体の規程では、建物の使用料等について、4半期ごとに分割納入させる場合は、それぞれ4半期の最初の月内に納入させることとされているが、その月の経過後に請求書を送付し、納入させているものがあった。</p> <p>また、試験機器等設備を使用させる場合は、使用時間に応じた使用料を徴収することとされているが、実際の使用時間と異なる時間数により算定したことから、使用料を過大に徴収しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、使用料等の徴収に当たっては、関係法令及び団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>なお、過大徴収分については、返還したことを確認しました。</p>
2 支出に関するもの	(1) 団体の規程では、職員等に支給する手当を定めているが、定めのない手当を支給しているものがあった。	当該団体に対し、手当の支給に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。
	(2) 団体の規程では、管理者手当を支給することとされているが、その額を誤って支給しているものがあった。	当該団体に対し、管理者手当の支給に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。
	(3) 団体の規程では、特殊勤務手当の額は、理事長が別に定めることとされているが、これを定めずに支給しているものがあった。	当該団体に対し、特殊勤務手当の支給に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。
	(4) 団体の規程では、教職員に対する	当該団体に対し、時間外勤務割増賃

	<p>時間外勤務割増賃金については、勤務した時間数に単価を乗じて算定した額を支給することとされているが、定めによらない単価により算定し支給しているものや、定めのない一定額を加算して支給しているものがあった。</p>	<p>金の支給に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(5) 団体の規程では、時間外勤務に係る手当については、一般教職員に対して支給することとされているが、これに該当しない教職員に対して手当を支給しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、時間外勤務に係る手当の支給に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
3 契約に関するもの	<p>(1) 団体の規程では、物品を購入しようとするときは、購入決議書により承認を受けることとされているが、当該決議書を作成せずに購入しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、物品を購入しようとするときは、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(2) 団体の規程では、物品購入契約において、1件の予定価格が500万円以上の随意契約を行う場合は、入札参加者指名選考委員会の審議に付すこととされているが、これを行っていないものがあった。</p> <p>また、1件の契約金額が500万円以上の契約を行う場合は、契約書を作成しなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、物品購入契約の手続きに当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
4 その他団体の経理に関するもの	<p>(1) 団体の規程では、予算に関することは総会の議決を得た上で、すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理することとされているが、鳥獣被害防止総合対策事業補助金の変更申請に係る補正予算については、総会の議決を得ないまま、支出しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、補助金の変更申請に当たっては、団体の規程に基づき、総会の議決を得るよう指導しました。</p>

(2) 団体の規程では、契約書等の文書は、保存年限まで保存することとされているが、保存年限が満了していないにもかかわらず廃棄しているものがあつた。

また、保存年限が満了した文書であつて、なお、保存の必要があると認められるものは、保存年限を更新することとされているが、滞納が発生し、償還が未了である契約書等について、更新を行わずに廃棄しているものがあつた。

当該団体に対し、契約書等の文書の管理に当たっては、団体の規程に基づき、適切な管理を行うよう指導しました。